

# 令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 甲州市

令和8年6月9日公表

## I 職員の男女の給与の額の差異

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	97.4%
全職員	69.2%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	- %
本庁課長相当職	95.2%
本庁課長補佐相当職	104.4%
本庁係長相当職	96.5%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.0%
31～35年	90.3%
26～30年	92.9%
21～25年	92.7%
16～20年	93.1%
11～15年	90.1%
6～10年	112.6%
1～5年	94.8%

#### 【説明欄】

- ・1 全職員に係る情報のうち、任期の定めのない常勤職員については、年齢階層が高い職員の女性割合が少ないこと、全職員については、会計年度任用職員の女性総数が多いことで差が生じている。
- ・2 (1) 役職段階別における本庁部局長・次長相当職は該当する職員がいないため公表なし。
- ・2 (2) 勤続年数別のうち、勤続年数6～10年については、職歴加算等により女性職員の給与の割合が高くなっている。

## II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	36.8%

### 【説明欄】

特になし。

## III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	- %
本庁課長相当職	21.7%
本庁課長補佐相当職	40.6%
本庁係長相当職	35.7%

### 【説明欄】

本庁部局長・次長相当職については、職員数が少なく、特定の役職が存在しないため当該数値の公表を行わない。

#### IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

##### 1. 男女別の育児休業取得率

###### (1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	25.0%
女性	100.0%

###### (2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	- %
女性	- %

##### 2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0%	0%	- %	- %
1週間以上2週間未満	0%	0%	- %	- %
2週間以上1月以下	0%	0%	- %	- %
1月超3月以下	100.0%	0%	- %	- %
3月超6月以下	0%	0%	- %	- %
6月超9月以下	0%	0%	- %	- %
9月超12月以下	0%	33.3%	- %	- %
12月超24月以下	0%	50.0%	- %	- %
24月超	0%	16.7%	-	-

#### 【説明欄】

- ・ 1 (2) 会計年度任用職員については、取得対象者なし。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を  
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	8.2時間/月
内部部局等以外	3.4時間/月

【説明欄】

特になし。